

建築士法等の一部を改正する法律案要綱

第一 建築士法の一部改正

一 建築士名簿の閲覧

国土交通大臣は一級建築士名簿を、都道府県知事は二級建築士名簿及び木造建築士名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならないものとする事。

（第六条関係）

二 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等

1 次のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができるものとする事。

イ 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者（2のイ及び四の2において「登録講習機関」という。）が行う講習の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

ロ 国土交通大臣が、構造設計に関しイに掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認めらる一級建築士

2 次のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができるものとする。

イ 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士

ロ 国土交通大臣が、設備設計に関しイに掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認め一級建築士

3 国土交通大臣は、1又は2による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならないものとする。 (第十条の二関係)

三 中央指定登録機関及び都道府県指定登録機関による建築士の登録等の実施

1 国土交通大臣は、その指定する者（以下「中央指定登録機関」という。）に、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付の実施に関する事務を行わせることができるものとする。

2 中央指定登録機関の指定の基準、登録等事務規程、指定の取消し等に関し所要の規定を設けるもの

とすること。

3 都道府県知事は、その指定する者（以下「都道府県指定登録機関」という。）に、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務を行わせることができるものとすること。

4 中央指定登録機関の指定の基準、登録等事務規程、指定の取消し等に関する所要の規定は、都道府県指定登録機関について準用するものとすること。
（第十条の四から第十条の二十一まで関係）

四 構造設計一級建築士講習又は設備設計一級建築士講習の講習機関の登録等

1 二の一のイの登録は、講習の区分ごとに、講習事務を行おうとする者の申請により行うものとする
こと。

2 登録講習機関の欠格条項、登録基準、講習事務規程、登録の取消し等に関し所要の規定を設けるものとする
こと。
（第十条の二十二から第十条の三十八まで関係）

五 一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直し

一級建築士試験の受験資格者を大学等において建築に関する一定の科目を修めて卒業した者であつて

、その卒業後建築に関する一定の実務の経験を二年以上有する者とする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うものとする。

(第十四条及び第十五条関係)

六 構造設計及び設備設計に関する特例

1 構造設計一級建築士による構造関係規定への適合性の確認の実施等

イ 構造設計一級建築士は、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造の建築物等、一定の規模の建築物の構造設計を行った場合においては、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならないものとする。

ロ 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、イの建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に基づく構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないものとする。

ハ 構造設計一級建築士は、ロにより確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨

を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならないものとする。

二 構造設計一級建築士は、ロにより確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、構造設計一級建築士証を提示しなければならないものとする。

2 設備設計一級建築士による設備関係規定への適合性の確認の実施等

イ 設備設計一級建築士は、階数が三以上で床面積の合計が五千平方メートルを超える建築物の設備設計を行った場合においては、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならないものとする。

ロ 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、イの建築物の設計を行った場合においては、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法に基づく設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないものとする。

ハ 設備設計一級建築士は、ロにより確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨

を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならないものとする。

二 設備設計一級建築士は、ロにより確認を求めた一級建築士から請求があつたときは、設備設計一級建築士証を提示しなければならないものとする。 (第二十条の二及び第二十条の三関係)

七 建築士事務所に属する建築士等に対する講習の受講の義務付け

1 建築士（建築士事務所に属するものに限る。）、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、一定の期間ごとに、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受けなければならないものとする。

2 1の登録は、講習の区分ごとに、講習事務を行おうとする者の申請により行うものとする。

3 四の2の登録講習機関の欠格条項、登録基準、講習事務規程、登録の取消し等に関する所要の規定は、1の登録を受けた者について準用するものとする。

(第二十二條の二及び第二十二條の三関係)

八 建築士会及び建築士会連合会による研修の実施

建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならないものとする。

(第二十二条の四関係)

九 管理建築士の要件強化

1 管理建築士は、建築士として三年以上の設計等の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないものとする。

2 1の登録は、講習の区分ごとに、講習事務を行おうとする者の申請により行うものとする。

3 四の2の登録講習機関の欠格条項、登録基準、講習事務規程、登録の取消し等に関する所要の規定は、1の登録を受けた者について準用するものとする。(第二十四条及び第二十六条の五関係)

十 設計又は工事監理業務の再委託の制限

1 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託してはならないものとする。

2 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計又は工事監理(

多数の者が利用する一定の建築物であつて一定の規模以上のものの新築工事に係るものに限る。）の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならないものとする。

（第二十四条の三関係）

十一 管理建築士等による設計受託契約等に関する重要事項の説明の実施

1 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理を受託する契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。）を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士等をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する重要事項について、当該事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならないものとする。

2 管理建築士等は、1の説明をするときは、当該建築主に対し、免許証を提示しなければならないものとする。

（第二十四条の七関係）

十二 指定事務所登録機関による建築士事務所の登録等の実施

1 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）に、建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務を行わせることができるものとする。

と。

2 中央指定登録機関の指定の基準、登録等事務規程、指定の取消し等に関する所要の規定は、指定事務所登録機関について準用するものとする事。

(第二十六条の三関係)

十三 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会に関する制度の整備

1 その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬものとする事。

2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬものとする事。

3 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、その目的を達成するため、建築士事務所の業務に関する建築士事務所の開設者に対する指導・勧告等、建築士事務所の業務に対する建築主等からの苦情の解決、建築士事務所の開設者及び建築士事務所に属する建築士に対する研修等の業務を行うも

のとする事。

4 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所業務の適正化を図るための建築士事務所開設者に対する建築士事務所業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならないものとする事。

5 建築士事務所協会は、建築主等から建築士事務所業務に関する苦情について解決の申出があったときは、当該建築士事務所開設者に対し苦情の内容を通知して迅速な処理を求めなければならない事等とする事。
(第二十七条の二から第二十七条の五まで関係)

十四 罰則に關し所要の改正を行うものとする事。

十五 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 建築基準法の一部改正

一 一定の構造設計又は設備設計によらない工事の禁止等

1 第一の六の1のイ又は第一の六の2のイの建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計若しくは当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計又は設備設計

一級建築士の設備設計若しくは当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができないものとする。

2 建築主事は、建築物の計画が次のいずれかに該当するときは、当該建築物に係る確認の申請書を受理することができないものとする。

イ 第一の六の1のイ又は第一の六の2のイに違反するとき

ロ 構造設計一級建築士以外の一級建築士が第一の六の1のイの建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき

ハ 設備設計一級建築士以外の一級建築士が第一の六の2のイの建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき
(第五条の四及び第六条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第三 建設業法の一部改正

一 一定の民間工事における一括下請負の禁止

建設業者が請け負った建設工事が、多数の者が利用する一定の施設又は工作物に関する重要な建設工事以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、一括下請負を禁止しないものとする。こと。
(第二十二条関係)

二 工事監理に関する報告

請負人は、その請け負った建設工事の施工について工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおり実施するよう求められた場合において、これに従わないときは、直ちに、注文者に対して、その旨及び建築士の求めに従わない理由を報告しなければならないものとする。こと。(第二十三条の二関係)

三 建設工事紛争審査会における紛争解決制度の充実

1 建設工事紛争審査会は、あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないと認めるときは、あつせん又は調停を打ち切ることができるものとするほか、あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あ

っせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなすものとする。

2 紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、次のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができるものとする。

イ 当該紛争について、当事者間において審査会によるあつせん又は調停が実施されていること。

ロ イに規定する場合のほか、当事者間に審査会によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を

図る旨の合意があること。
(第二十五条の十五から第二十五条の十七まで関係)

四 監理技術者資格者証の携帯が必要な工事の範囲の拡大等

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する一定の重要な建設工事について、工事現場ごとに専任の者でなければならぬ監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から選任しなければならぬものとする。

(第二十六条関係)

五 営業に関する図書の保存の義務付け

建設業者は、その営業所ごとに、その営業に関する一定の図書を保存しなければならないものとする
こと。
(第四十条の三関係)

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める
日から施行するものとすること。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置等を定めるものとすること。
(附則第二条から第八条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとすること。
(附則第九条から第十三条まで関係)